

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表

新	旧
<p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第二十二條 法第八十五條第五項に規定する仮設興行場等並びに法第八十七條の三第五項及び第六項の規定による許可を受けた建築物については、この条例の規定(第二十三條の三から第二十三條の十二までの規定を除く。)は、適用しない。</p> <p>(建築主の変更)</p> <p>第二十三條の二 建築主は、法第六條第一項(法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物についてその工事完了前に建築主を変更しようとするときは、当該変更後の建築主とともに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>(確認申請手数料等)</p> <p>第二十三條の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を県に納付しなければならない。</p> <p>一 法第六條第一項(法第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者確認申請手数料</p> <p>二 法第六條の三第一項又は第十八條第四項の規定による知事の構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定申請手数料</p> <p>三 法第七條第一項(法第八十七條の四又は第八十八條第一項</p>	<p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第二十二條 法第八十五條第五項に規定する仮設興行場等</p> <p>については、この条例の規定(第二十三條の三から第二十三條の十二までの規定を除く。)は、適用しない。</p> <p>(建築主の変更)</p> <p>第二十三條の二 建築主は、法第六條第一項(法第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた建築物についてその工事完了前に建築主を変更しようとするときは、当該変更後の建築主とともに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>(確認申請手数料等)</p> <p>第二十三條の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を県に納付しなければならない。</p> <p>一 法第六條第一項(法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者確認申請手数料</p> <p>二 法第六條の三第一項又は第十八條第四項の規定による知事の構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定申請手数料</p> <p>三 法第七條第一項(法第八十七條の二又は第八十八條第一項</p>

若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料

四 法第七条の三第一項(法第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料

(確認申請手数料の額)

第二十三条の四 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第二に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第二に定める額を加えた額とする。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第二十三条の五 略

(完了検査申請手数料の額)

第二十三条の六 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第四に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第七条第一項の規定による検査の申請に係る建築物に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の

若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料

四 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料

(確認申請手数料の額)

第二十三条の四 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第二に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第二に定める額を加えた額とする。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第二十三条の五 略

(完了検査申請手数料の額)

第二十三条の六 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第四に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第七条第一項の規定による検査の申請に係る建築物に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の

完了検査申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第四に定める額を加えた額とする。

(中間検査申請手数料の額)

第二十三条の七 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第五に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第七条の三第一項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第五に定める額を加えた額とする。

(法第十八条第二項の規定による計画の通知等への準用)

第二十三条の八 第二十三条の三第一号、第二十三条の四及び別表第二の規定は、法第十八条第二項（法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「確認申請手数料」とあるのは、「計画通知手数料」と読み替えるものとする。

2 第二十三条の三第三号、第二十三条の六及び別表第四の規定は、法第十八条第十六項（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「完了検査申請手数料」とあるのは、「完了検査通知手数料」と読み替えるものとする。

完了検査申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第四に定める額を加えた額とする。

(中間検査申請手数料の額)

第二十三条の七 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計又は建築設備若しくは工作物の種別ごとにそれぞれ別表第五に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第七条の三第一項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第五に定める額を加えた額とする。

(法第十八条第二項の規定による計画の通知等への準用)

第二十三条の八 第二十三条の三第一号、第二十三条の四及び別表第二の規定は、法第十八条第二項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「確認申請手数料」とあるのは、「計画通知手数料」と読み替えるものとする。

2 第二十三条の三第三号、第二十三条の六及び別表第四の規定は、法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「完了検査申請手数料」とあるのは、「完了検査通知手数料」と読み替えるものとする。

3 第二十三条の三第四号、第二十三条の七及び別表第五の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事を終えた旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「中間検査申請手数料」とあるのは、「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

別表第四（第二十三条の六関係）

- 一 略
- 二 建築設備の完了検査申請手数料

略

備考 中間検査とは、法第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する法第七条の三第一項の規定による検査をいう。

- 三 略

別表第六（第二十三条の九関係）

事務	手数料の名称	金額
一 法第七条の六第二項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する	検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料	十二万円

3 第二十三条の三第四号、第二十三条の七及び別表第五の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事を終えた旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「中間検査申請手数料」とあるのは、「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

別表第四（第二十三条の六関係）

- 一 略
- 二 建築設備の完了検査申請手数料

略

備考 中間検査とは、法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する法第七条の三第一項の規定による検査をいう。

- 三 略

別表第六（第二十三条の九関係）

事務	手数料の名称	金額
一 法第七条の六第二項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する	検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料	十二万円

場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査		
二〇八 略		
九 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一项ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	十八万円
十 法第四十八条第十六項第一号の規定に基づく増築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における増築等許可申請手数料	十二万円

場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査		
二〇八 略		
九 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一项ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	十八万円

十一 法第四十八条第十六項第二号の規定に基づく住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の建築の許可の申請に対する審査	住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料	十四万円
十二・十三 略		
十四 法第五十三条第四項及び第五項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万三千元
十五 法第五十三条第六項第三号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万三千元
十六～五十二 略		
五十三 法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料	二万七千元

十・十一 略		
十二 法第五十三条第四項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	十六万円
十三 法第五十三条第五項第三号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万三千元
十四～五十 略		
五十一 法第八十六条の八第三項	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料	二万七千元

五十四 法第八十七条の二第一 項の規定に基づく既存の一の 建築物に係る用途変更に伴う 二以上の工事を行う場合の全 体計画に関する特例の認定の 申請に対する審査	既存の一の建築 物に係る用途変 更に伴う二以上 の工事の全体計 画の特例認定申 請手数料	二万七千円
五十五 法第八十七条の三第五 項の規定に基づく興行場等と しての使用の許可の申請に対 する審査	興行場等として の使用許可申請 手数料	十二万円
五十六 法第八十七条の三第六 項の規定に基づく特別興行場 等としての使用の許可の申請 に対する審査	特別興行場等と しての使用許可 申請手数料	十六万円
五十七～六十一 略		

五十二～五十六 略		
-----------	--	--